

## 第5章 復興計画

復興計画

□総務課防災危機管理室

### 【基本方針】

東日本大震災は東日本地域に甚大な被災跡を残し、復興庁をはじめとする国や都道府県が全力を挙げ、地域とともに復興を推進している。このような大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。

市、県及び国等の関係機関は、緊密な連携を図りながら、災害の再発生防止とより快適な生活環境の向上を目指し、住民の安全・安心と環境保全等にも配慮した災害に強い防災まちづくりを実施する。

なお、市は復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等の支援法制度を活用することにより、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

地震・津波災害復旧・復興対策における復興計画は、一般災害対策：第Ⅳ編第5章「復興計画」に準ずる。